



◆憲法 近年は、どの国でも、その国のあり方を定める最高の決まりを持っています。これを憲法といいます。明治時代の日本では、日本が天皇中心の国であることを定めた大日本帝国憲法をつくりました。しかし、日本が太平洋戦争に敗れたことをきっかけとして、国民全員が主権者であると定めた日本国憲法がつけられました。日本は現在もこの憲法に従って国が動いています。

◆憲法の3つの柱 日本国憲法には3つの柱があります。1つは国民主権です。国民全員の意見を中心に、話し合いによって政治を進めることを民主主義といいます。日本国憲法はこの民主主義を原理として、主権は国民にあると定めた憲法なのです。国民は、選挙によって、自分の意見を政治の場で発言してくれる国会議員を選びます。つまり、選挙こそが国民の政治参加へのもっとも一般的な行動となります。国会議員を選ぶ選挙を国政選挙、また中心となる衆議院議員を選ぶ選挙を総選挙とい

2つめは基本的人権の尊重です。憲法では、人が生きていくために、だれもが平等で、最低限の文化的な生活ができるように定められているのです。どこに住むか、どのような職業につくかなど、自分の意志で決められる自由が認められています。

3つめは、戦争の放棄です。日本は戦争によって、多くのものを失いました。その反省にたって、外国との問題を武力によって解決することをやめて、武力も持たないと定めたのです。

◆3つの義務 憲法は一方で、日本を豊かな国にするために、国民の義務を3つ定めています。その第一は、労働の義務です。働ける力があるなら、しっかり働いて社会全体を豊かにしていく義務が定められています。第二は、納税の義務です。税金とは、社会を豊かにするために必要な、様々な施設をつくる資金です。国民はこの税金を決まりに従って支払う義務があります。第三は教育です。子どもがいる人は、子どもを小学校と中学校に通わせる義務があるのです。そのために、公立学校の場合、教科書代や授業料などを払う必要はありません。

日本には憲法以外にも多くの決まりがありますが、憲法に反する決まりをつくることはできません。憲法が日本の最高の決まりであるからです。

- ① 国のあり方を定める最高の決まりを何といいますか。 ()
② 明治時代に日本がつくった憲法を何といいますか。 ()
③ 太平洋戦争後、国民が主権者であると定めた憲法を何といいますか。 ()
④ 現在の憲法の3つの柱は何ですか。 ()
⑤ 国民が政治に参加するおもな方法は何かですか。 ()
⑥ 衆議院議員を選ぶ選挙を何といいますか。 ()
⑦ 今の憲法が定めてある、国民が果たさなければならない3つの義務をいいなさい。 () () ()

P1

三権分立



◆民主政治のしくみ 政治には、法律をつくる立法と、実際の政治を行う行政、そして政治などが憲法や法律に従って行われているかを判断する司法という3つの働きがあります。日本では立法は国会が、行政は内閣が、そして司法は裁判所が受け持っています。

かつては、この三権をひとりの指導者が持っていたため、独裁的な政治が行われていました。しかし、現在は国民みんなの願いを実現するために話し合いによって政治を行う民主政治になっています。

◆三権分立 民主政治の国では、特別な権力者が出ないように、これらの三権を持つ組織を分けています。それぞれの組織がおたがいに影響しあい、独断的な政治にならないようにしているのです。これを三権分立といいます。

まず国会は、内閣総理大臣を指名したり、不信任したりします。逆に、内閣は国会に対して、衆議院の解散権を持っています。国会は、裁判所に対して、弾劾裁判を行うことができます。裁判官の中に適当ではない人がいて問題を起こした場合、国会議員が裁判を行って、裁判官を裁くしくみです。また裁判所は、国会が憲法に違反した法律を決めていないかを見張っています。この機能を違憲立法審査といいますが、また、裁判所は内閣が行う行政も、憲法や法律に違反していないかを見張ります。そして内閣は、裁判所に対して最高裁判所の長官を指名できます。

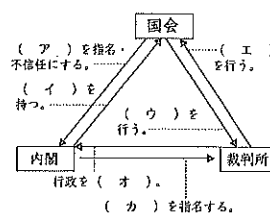
国民は選挙で自分の考えにあった議員を選び、国会や内閣に願いを届けますが、裁判所に対しては、衆議院議員総選挙のとき、最高裁判所の裁判官の審査を行います。問題のある裁判官はこのときにやめさせることができます。

◆裁判所のしくみ 裁判は法律に反した人を裁く制度です。裁判所が誤った判断をしないように、裁判は3回受けることができます。これを三審制といいます。

最初の裁判を一審と呼び、比較的軽い問題を裁く簡易裁判所、多くの犯罪事件や高い額のお金の争いを裁く地方裁判所、家族の問題を裁く家庭裁判所で行われます。判決に不服がある場合は、各地方ごとにある高等裁判所で二審を行い、最後に東京にある最高裁判所で三審が行われます。

※裁判の種類によっては、一審を簡易裁判所、二審を地方裁判所、三審を高等裁判所で行うものもあります。

- ① 次の政治の働きを何といいますか。また、日本においてその働きを果たす機関を何といいますか。
・法律をつくる働き () ()
・法律に従って政治を行う働き () ()
・法律や政治が正しく行われているか判断する働き () ()
② 権力が集中しないよう3つの働きを分けて、おたがいに影響しあう政治の工夫を何といいますか。 ()
③ 国民の願いを実現するために、話し合いによって行われる政治を何といいますか。 ()
④ 下の図の、ア〜カにあてはまる言葉をいいなさい。
ア ()
イ ()
ウ ()
エ ()
オ ()
カ ()
⑤ 裁判所が誤った判断をしないように、3回裁判を受けられるようになっていく制度を何といいますか。 ()
⑥ 家庭問題を扱う裁判所を何といいますか。 ()
⑦ 各地方ごとにあり、主に二審を扱う裁判所を何といいますか。 ()
⑧ 東京にあり、最終の裁判を行う裁判所を何といいますか。 ()



P2



日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢(※1)を確保し、政府の行為によって再び戦争が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民にあることを宣言し、この憲法を確定する。...

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。...

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

- ※1 恵沢...めぐみ。
※2 恵沢...おごそかでつつし深いこと、まじめなこと。
※3 信託...信用して任せること。
※4 福利...幸福と利益。
※5 認務...天皇の意思を表す文書。
※6 専断...事を独断で行うこと。
※7 隷従...部下として従うこと。
※8 個独...考えがたよってせまいこと。

(小学生が習字しやすいよう、一語、四語、五語を記入してわかりやすくしています。)

◎次の()~()にあてはまる言葉を書きなさい。

日本国民は、正当に()された()における代表者を通じて行動し、われらとわれらの()のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす()を確保し、政府の行為によって再び()が起ることのないようにすることを決意し、ここに()が国民にあることを宣言し、この憲法を確定する。...

日本国民は、()の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な()を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の()と()に信頼して、われらの()と()を保持しようと決意した。...

われらは、いづれの国家も、()のこのみに専念して()を無視してはならないのであって、()の法則は、()なものであり、この法則に従うことは、自国の()を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の()であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な()と()を達成することを誓う。



◎次の()~()にあてはまる言葉を書きなさい。

第1条 [天皇の地位・国民主権]

天皇は、日本国の()であり日本国民統合の()であって、この地位は、主権の存する日本国民の()に基づく。

第6条 [天皇の任命権]

- (1)天皇は、()の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。
(2)天皇は、()の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第9条 [戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認]

(1)日本国民は、正義と秩序を基調とする()を徹実に希求し、国権の発動たる()と、()による威嚇又は武力の行使は、()を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(2)前項の目的を達するため、()その他の戦力は、これを保持しない。国の()は、これを認めない。

第11条 [基本的人権の享有]

国民は、すべての()の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない()の権利として、現在及び()の国民に与えられる。

第14条 [法の下での平等、貴族の禁止、栄典]

(1)すべて国民は、()の下に平等であって、()、()、()、社会的身分又は門地により、()的、()的又は()的關係において、差別されない。(2項以下省略)

第19条 [思想及び良心の自由]

()及び()の自由は、これを侵してはならない。



◎次の()~()にあてはまる言葉を書きなさい。

第21条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密]

- (1)集会、結社及び言論、出版その他一切の()の自由は、これを保障する。
(2)検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第25条 [生存権、国の社会的使命]

(1)すべて国民は、()で()的な()の生活を営む権利を有する。(2項は省略)

第26条 [教育を受ける権利、教育の義務]

- (1)すべて国民は、()の定めるところにより、その()に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
(2)すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に()教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを()とする。

第41条 [国会の地位・立法権]

国会は、国権の()機関であって、国の唯一の()機関である。

第67条 [内閣総理大臣の指名、衆議院の優越]

(1)内閣総理大臣は、()の中から国会の議決で、これを指名する。(以下省略)

第96条 [改正の手続き、その公布]

(1)この憲法の改正は、各議院の総議員の()以上の賛成で、()が、これを発議し、()に提案してその承認をを経なければならない。この承認には、特別の()又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その()の賛成を必要とする。(2項は省略)